

工場立地法の生産施設面積率の 見直しについて

工場立地法の概要

目的

工場立地の段階から周辺的生活環境との調和保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とする。

対象工場

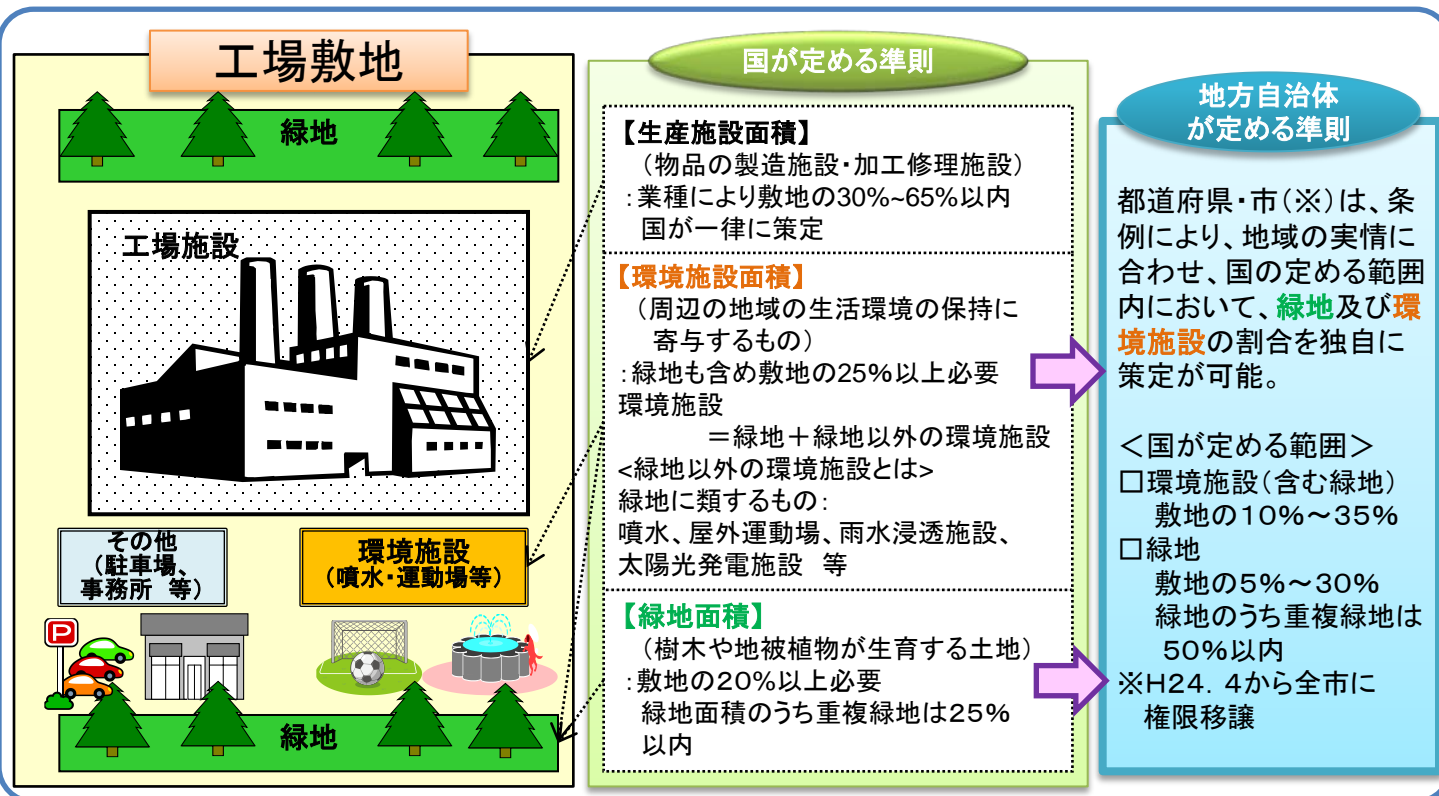
- ◆業種： 製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く） かつ
- ◆規模： 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県、市に対し届出。（届出から90日間は着工不可。但し、自治体の判断で短縮可。）

準則の内容

※都道府県及び市は、国が定める準則に代えて、地域の実情に応じ、準則の制定が可能。



勧告・変更命令 罰則

準則に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。

見直しの経緯

- 今般、生産施設面積率が上限となっていない業種について、複数の業界団体より同面積率に係る規制緩和の要望を受けたところ。
- 要望のあった業種を対象に、生産施設面積率の見直しに係る検討を行った。

主な要望内容

- ・生産施設面積率65%(上限)となっている業種と比較しても、環境負荷物質の排出量は少ないことから、規制緩和を求めるもの。
- ・他の環境規制の基準と照らし合わせても十分に基準を満たしており、環境負荷物質の排出量は少ないため規制緩和を求めるもの。

(参考) 現行の生産施設面積率

| 業種名 | 現行生産施設面積率 (%) |
|---|------------------|
| 石油精製業 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業 | 30 |
| 製材業、木製品製造業(一般製材業を除く) 造作材・合板・建築用組立材料(繊維板製造業を除く) 非鉄金属鑄物製造業 | 35 |
| 一般製材業 伸鉄業 | 40 |
| 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く) 農業用機械製造業(農機具製造業を除く) 繊維機械製造業 | 45 |
| 鋼管製造業 電気供給業 | 50 |
| でんぶん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業 建設機械・鉱山機械製造業 冷凍機・温湿調整装置製造業 | 55 |
| 石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く) 高炉による製鉄業 | 60 |
| その他の製造業(パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業、板ガラス製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、化学調味料製造業、砂糖製造業、動植物油脂製造業、繊維板製造業、タイヤ・チューブ製造業、高炉によらない製鉄業、製鋼及び圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業、鋳鉄鑄物製造業、非鉄金属・同合金圧延業、建設用金属製品製造業、特殊産業用機械製造業、包装機械・荷造機械製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車輛製造業、船用機関製造業、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業等)、ガス供給業、熱供給業 | 65 |

見直しの方針

- これまでの見直しでは、制定当時(昭和48年)の業種毎の環境負荷を基準とし、環境負荷の低減率の大きさに応じて生産施設面積率の緩和を実施。しかし、同手法は環境負荷の絶対量は勘案されないため、一部の業種に対して不公平との指摘がなされてきた。
- そのため、今回の見直しでは環境負荷の絶対量の観点により、規制緩和の可否について検討を実施。

(参考)これまでの改正(平成10年、16年、20年)

業種毎の環境負荷物質(SOX(硫黄酸化物)、NOX(窒素酸化物)、ばいじん、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質))の排出量を算出し、昭和48年当時の排出量からの低減率の大きさに応じて面積比率の緩和(引き上げ)を実施。

→ 制定当時の生産施設面積規制の考え方として、環境負荷の水準を当時の水準より低減させることを目的としていたことから、低減率に基づき規制を緩和することは一定の合理性がある。一方、当初から環境負荷の少ない業種は、更なる低減は困難であることから、改善努力が反映されにくく不公平となる。

今回の見直し方針

- ①緩和の要望があった業種を対象に、1㎡あたり環境負荷物質排出量を算出。
- ②現行制度において生産施設面積率が65%(上限)になっている業種のうち、統計等から環境負荷物質のデータが得られた業種のうち、排出量が比較的大きい3業種の1㎡あたり排出量の平均値と上記①を比較。



65%業種(前述の3業種平均)の排出量を、6物質すべてにおいて下回っている業種は、生産施設面積率を一律65%まで引き上げ

(備考)環境負荷物質排出量は、環境省の「平成24年度大気汚染物質排出量総合調査」および「平成23年度水質汚濁物質排出量総合調査」から個別事業所の排出量データを抽出し、業種毎に集計。一部、データ数が少ない業種等については、追加でアンケート調査を実施した。

試算結果(環境負荷物質ごとの相対比較)

○すべての環境負荷物質において前述の65%3業種の平均水準を下回っている以下9業種は、生産施設面積率を65%へ緩和する。

| 業種名 | 環境負荷物質 | | | | | |
|------------------------------------|--------|------|------|------|------|------|
| | SOX | NOX | ばいじん | BOD | COD | SS |
| 生産施設面積率65%の3業種平均値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。)(35%) | 0.12 | 0.62 | 0.50 | 0.03 | 0.01 | 0.01 |
| 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)(35%) | 0.25 | 0.69 | 0.81 | 0.02 | 0.01 | 0.02 |
| 非鉄金属鋳物製造業(35%) | 0.01 | 0.04 | 0.15 | 0.03 | 0.01 | 0.01 |
| 一般製材業(40%) | 0.24 | 0.48 | 0.62 | 0.01 | 0.00 | 0.02 |
| 農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)(45%) | 0.03 | 0.02 | 0.00 | 0.02 | 0.01 | 0.01 |
| 繊維機械製造業(45%) | 0.04 | 0.10 | 0.01 | 0.02 | 0.01 | 0.01 |
| 建設機械・鉱山機械製造業(55%) | 0.03 | 0.02 | 0.01 | 0.01 | 0.00 | 0.01 |
| 冷凍機・温湿調整装置製造業(55%) | 0.02 | 0.04 | 0.01 | 0.02 | 0.01 | 0.31 |
| 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)(60%) | 0.03 | 0.03 | 0.01 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

(注1) 比較対象とした各物質の単位・・・SOXおよびNOX (k/m³N/年/m²)、ばいじん(t/年/m²)、BODおよびCODおよびSS(kg/年/m²)

(注2) 各環境負荷物質の1年間の敷地面積1m²あたり数値で比較

(注3) 緩和要望があった13業種のうち、4業種は65%3業種の平均水準を上回る物質があったため、緩和の対象とはしない。